

公立大学法人山梨県立大学教職員の懲戒等に関する規程

(平成22年4月1日制定 法人第3214号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則（以下「教職員就業規則」という。）第44条第4項及び公立大学法人山梨県立大学有期雇用教職員就業規則（以下「有期雇用教職員就業規則」という。）第49条第4項に基づき、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）における教職員の懲戒、解雇、降任及び休職の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において教職員とは、教職員就業規則又は有期雇用教職員就業規則の適用を受けるすべての者をいう。

(懲戒の原則)

第3条 教職員は、懲戒等審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の結果によるものでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2 懲戒処分は、同一の行為に対して、重ねて行うことはできない。

3 懲戒処分は、同じ程度に違反した行為に対して、教職員就業規則第45条及び有期雇用教職員就業規則第50条に定める懲戒の種類及び程度が異なってはならない。

4 懲戒処分は、懲戒事由に該当する行為を実行した者だけでなく、教唆した者及び幫助した者も対象とする。

(審査の請求等)

第4条 学部長、研究科長、専攻科長及び事務局長（以下「学部長等」という。）は、所属する教職員に係る懲戒処分審査事案が発生したときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、懲戒処分の検討が必要と認めたときは、理事長に対して審査請求を行うものとする。

2 理事長は、学部長等から審査請求があったときは、委員会に付議するものとする。

3 理事長は、前項による学部長等からの請求がない場合であっても、懲戒処分の検討が必要と認めるときは、委員会に付議することができるものとする。

4 委員会における審査手続きについて必要な事項は、別に定める。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 理事全員

(4) 理事長指名者（理事長が必要と認める場合に限る。）

(処分説明書の交付)

第6条 懲戒処分は、教職員に人事発令書（様式第1号）及び処分説明書（様式第2号）を交付して行わなければならない。

(懲戒処分の効力)

第7条 懲戒処分の効力は、人事発令書及び処分説明書を教職員に交付したときに発生するものとする。

2 理事長は、前項に規定する書面を教職員に直接交付しなければならない。ただし、直接に交付し難いときは、配達証明郵便等確実な方法により送達するものとする。

3 前項ただし書の場合において、書面を受けるべき者の所在を知ることができないときは、その旨並びに当該書面に記載された事項を法人が定める公告の方法をもって交付にかえることができるものとし、公告された日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。

(学部長等への通知)

第8条 理事長は、委員会が懲戒処分を決定した場合、被処分者が所属する学部等の長へ審査決定書の写しを交付しなければならない。委員会が懲戒処分を決定しなかった場合

も同様とする。

(停職の期間)

第9条 教職員就業規則第45条第3号及び有期雇用教職員就業規則第50条第3号に定める停職の期間は、日又は月を単位として定め、週休日及び休日を算入して期間の計算を行うものとする。

(損害賠償等との関係)

第10条 故意又は重大な過失によって法人に損害を与えたときの損害賠償又は不当利得の返還は、懲戒処分によって免除されるものではない。

(処分決定までの措置)

第11条 懲戒処分に関する事実を調査し、又は審査するため、当該教職員が出勤することが適当でないと理事長が認める場合は、懲戒処分の決定に至るまでの間、当該教職員を自宅に待機させることができる。

(懲戒処分の公表)

第12条 懲戒処分を行った場合は、業務の透明性を確保するとともに、教職員の服務に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資するため、当該事案及び処分についての概要等を公表する。

(解雇の手続)

第13条 第4条から第8条までの規定は、理事長が、教職員就業規則第25条及び有期雇用教職員就業規則第16条に規定する解雇を命じる場合に準用する。この場合において、第4条から第8条中「懲戒処分」とあるのは「解雇」と、第4条第1項中「懲戒処分審査事案」とあるのは「解雇審査事案」と読み替える。

(降任の手続)

第14条 第4条から第8条までの規定は、理事長が、教職員就業規則第12条に規定する降任を命じる場合に準用する。この場合において、第4条から第8条中「懲戒処分」とあるのは「降任」と、第4条第1項中「懲戒処分審査事案」とあるのは「降任審査事案」と読み替える。

(休職の手続)

第15条 第4条から第8条までの規定は、理事長が、教職員就業規則第16条に規定する休職を命じる場合に準用する。この場合において、第4条から第8条中「懲戒処分」とあるのは「休職」と、第4条第1項中「懲戒処分審査事案」とあるのは「休職審査事案」と読み替える。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、教職員の懲戒、解雇、降任及び休職に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

人事発令書

(職名)	(氏名)
(勤務場所)	
(処分内容)	
年 月 日 公立大学法人山梨県立大学理事長	

様式第 2 号（第 6 条関係）

処分説明書

(職名)	(氏名)
(所属)	
1 処分の種類 2 処分の根拠 3 処分の理由 4 その他	